

議員提出議案第4号

柳井市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年9月22日提出

提出者 柳井市議会議員

篠脇 文彦

賛成者 柳井市議会議員

平岡 実千男

坂ノ井 徳

藤沢 宏司

若国 泰照

柳井市議会議長 山本 達也 様

柳井市議会委員会条例の一部を改正する条例

柳井市議会委員会条例（平成17年柳井市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の所属、名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数）

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。

（1）総務文教常任委員会 11人

総合政策部、総務部、会計管理者、教育委員会、議会、選挙管理委員会及び監査委員の
所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

（2）建設経済常任委員会 11人

建設部、経済部及び農業委員会の所管に属する事項

（3）厚生常任委員会 10人

市民部及び健康福祉部の所管に属する事項

3 議会運営委員会の委員の定数は、8人以内とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議員提出議案第5号

岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、柳井市議会会議規則（平成17年柳井市議会規則第1号）第13条の規定により、提出いたします。

令和7年9月22日提出

提出者 柳井市議会議員

賛成者 柳井市議会議員

篠 脇 丈 毅
平岡実千男
坂ノ井 徳
藤沢 宏司
石 園 泰 照

柳井市議会議長 山 本 達 也 様

【意見書提出先】衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣

岩国基地における空母艦載機の着陸訓練に関する意見書（案）

山口県及び地元市町では、平成17年に、在日米軍再編計画が示されて以降、地元には様々な意見がある中で、長年にわたり議論を重ねた結果、岩国基地への約60機の空母艦載機の移駐という大きな負担を受け入れ、我が国の平和と安全に大きな貢献をしてきた。

こうした中、令和7年9月17日から26日にかけて、米空母艦載機の着陸訓練（FCLP）が岩国基地において実施されている。

これまで、本市においても、県及び関係自治体と一体となって、FCLPのような、激しい騒音をもたらし、住民生活に多大な影響を与える訓練を、市街地に隣接する岩国基地において実施することは容認できないとの立場に立って、こうした訓練を岩国基地で実施しないよう、あらゆる機会を通じ、再三にわたって、国及び米側に強く要請してきたところである。

しかしながら、こうした意向を無視し、今回、岩国基地において、FCLPが実施されたことは極めて遺憾であるとともに、日常的に航空機騒音に悩まされている基地周辺住民に、なお一層の負担を強いることとなり、到底容認することはできない。

よって、国におかれては、今後、岩国基地において、FCLPなど激しい騒音被害をもたらす訓練を二度と実施されることのないよう、米側に求めるとともに、そのためのあらゆる手段を講じるよう、市議会として強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月22日

山口県柳井市議会議長 山 本 達 也